

第 11 回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成 29 年 12 月 25 日 (月) 午後 1 時 30 分
2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2 階 第 1 会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13 名
4. 出席委員 (13 名)

1 番 住田 哲也	8 番 太田 正人
2 番 朴谷 和夫	9 番 舟山 仁志
3 番 豊田 孝行	10 番 富永 学
4 番 溝渕 康裕	11 番 窪 郁夫
5 番 杉山 央	12 番 坂口 啓郎
6 番 木下 和夫	13 番 氏家 知身
7 番 佐々木 康二	
5. 欠席委員 (0 名)
6. 議事日程 報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項について  
議案第 39 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について  
議案第 40 号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について  
議案第 41 号 土地の現況証明書の交付について  
議案第 42 号 あっせんの申出者について  
その他
7. 農業委員会事務局職員 事務局長 堤 裕一  
事務局次長 室屋 尚弘  
事務局係長 佐藤 公紀
8. 会議の概要

- 局長： 出席予定のみなさんが揃いましたので、ご起立願います。礼。
- 議長： それでは只今より、平成29年第11回農業委員会総会を開会いたします。今年も残すところ1週間となりましたけども皆様にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。今年最後の総会でありますので皆様からご意見をいただきながら今年1年を振り返ってみたいなどそんなふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。
- 議長： 本日の会議録署名委員は、議席7番、佐々木委員、議席8番、太田委員にお願いいたします。ただいまの出席委員は13名で、全員出席であります。それでは局長から本日の議事日程について説明して下さい。
- 局長： はい、1ページをお開き願います。本日の議事日程は、報告第9号、農地法第18条第6項について7件、議案39号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について3件、売買2件、使用貸借1件、議案第40号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について15件、売買4件、新規6件、継続5件、議案第41号、土地の現況証明書の交付について1件、議案第42号、あっせん申出者について3件、及びその他でございます。以上、よろしくご審議願います。
- 議長： それでは議事に入ります。2ページをお開き下さい。報告第9号、農地法第18条第6項について、事務局より説明して下さい。
- 局長： はい、報告第9号、農地法第18条第6項について、次のとおり、農地の賃貸借の合意解約通知があったので報告する。平成29年12月25日提出、当麻町農業委員会会長名、番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外1筆、計2筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、第三者へ賃貸のための解約です。
- 番号2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下、3番まで借主同じ、地番〇〇〇〇番〇、外1筆、計2筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、第三者へ賃貸のための解約です。
- 番号3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外2筆、計3筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、第三者へ賃貸のための解約です。
- 番号4、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外1筆、計2筆、地目、すべて田、面積〇〇,〇〇〇㎡、後ほど審議されます、農地法第3条の規定に基づく所有権移転のための解約です。
- 番号5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外2筆、計3筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、後ほど審議されます、あっせん申出のための解約です。
- 番号6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外2筆、計3筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、後

ほど審議されます、後継者移譲のための解約です。

番号7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積〇〇,〇〇〇㎡、後ほど審議されます、あっせん申出のための解約です。以上です。

氏家会長： 只今、事務局より農地法第18条第6項の合意解約通知のあった1番から7番について報告がありました。今の報告内容について、皆様からご発言はありますか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、1番から7番について報告とさせていただきます。続きまして、3ページの議案第39号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について審議をいたします。事務局より所有権移転の1番と2番について説明して下さい。

次長： はい、議案第39号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求めます。平成29年12月25日提出、当麻町農業委員会会長名。

所有権移転、番号1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外1筆、計2筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、作付〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇〇㎡、申請理由、経営規模拡大による売買、本申請箇所は、4ページの箇所でありまして、売主の申入れに対し、買主が合意したことにより、農地法3条による売買となりました。〇〇〇〇氏は、農業後継者として就農し3年が経過し、権利取得後においても、全ての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく許可要件を満たしていると考えます。別にお配りしております、別添農地法3条調書を後刻ご覧願います。

続きまして所有権移転番号2、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、地目、田、面積〇,〇〇〇㎡、水張〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、経営規模拡大による売買、本申請箇所は、5ページの箇所でありまして、売主の申入れに対し、買主が合意したことにより、農地法3条による売買となりました。〇〇〇〇氏は、農業後継者として就農し14年が経過し、権利取得後においても、全ての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題はなく許可要件を満たしていると考えます。別にお配りしております、別添農地法3条調書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： ただいま所有権移転の1番と2番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の1番と2番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 39 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の 1 番と 2 番については、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、使用貸借の 3 番について事務局より説明をして下さい。

次 長： 使用貸借、番号 3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 7 筆、計 8 筆、地目、〇〇〇〇番〇、外 7 筆、田、〇〇〇〇番〇、畑、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、作付、〇.〇a、申請理由は、経営移譲であります。申請箇所は、6 ページから 7 ページの箇所でありまして、〇〇氏の農地を経営移譲を受ける〇〇氏に使用貸借するものです。〇氏は現在 32 歳、農業後継者として、10 年が経過しております。すべての農地を利用し、機械、労働、技術地域との関係を見ても問題はなく、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議 長： ただいま 3 番について説明がありました。この件について何かご質問等ありませんか。

委 員： ありません。

議 長： それでは無いようですので、採決いたします。使用貸借の 3 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議 長： はい、賛成全員であります。議案第 39 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の 3 番については、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、8 ページの議案第 40 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について審議いたします。所有権移転の 1 番について、事務局より説明して下さい。

次 長： はい、議案第 40 号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり農用地利用集積計画（第 9 回）の決定について審議を求める。平成 29 年 12 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名、所有権移転の番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 1 筆、計 2 筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、相続した農地を耕作出来ないため、あっせん委員は、朴谷委員、溝淵委員、窪委員です。売買価格は、〇,〇〇〇,〇〇〇円、圃場は〇〇〇〇です。所有権移転のための売買は、11 月 29 日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議 長： ただいま所有権移転の 1 番について説明がありました。この件について、あっせん委員長の前委員より、補足説明はありますか。

朴谷委員： 事務局から説明のあったとおりです。11 ページの図面をご覧いただきたいのですが、〇〇〇〇-〇の農地については転作が始まって以来ずっと転作をしいて高い場所にあるため水田にすることができない土地でありますので少し価格を下げた 10a 当り〇〇万円としております。

氏家会長： ありがとうございます。それでは所有権移転の 1 番について何かご質問等

ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の1番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。所有権移転の1番について、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、所有権移転の2番について、事務局より説明して下さい。

次長： はい、所有権移転の番号2、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇番〇、外2筆、計3筆、地目すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積〇〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、高齢のため、あっせん委員は、佐々木委員、舟山委員、太田委員です。売買価格は、〇,〇〇〇,〇〇〇円、圃場は〇〇〇〇です。所有権移転のための売買は、12月8日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： ただいま所有権移転の2番について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長の佐々木委員より、補足説明はありませんか。

佐々木委員： 事務局から説明のあったとおりでございますが、買主の〇〇さんが以前から賃借をしていた状況ですので〇〇さんを買主の候補として話を進めたのですが、賃貸期間中に基盤整備をされていたので、基盤整備をする前の田型の状態により判断をしてあっせんをいたしました。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の2番について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の2番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。所有権移転の2番について、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、所有権移転の3番について、事務局より説明して下さい。

次長： はい、所有権移転の番号3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積〇〇,〇〇〇㎡、作付、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、高齢のため、あっせん委員は、窪委員、溝渕委員、朴谷委員です。売買価格は、〇〇〇,〇〇〇円、圃場は〇〇〇〇です。所有権移転のための売買は、12月5日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： ただいま所有権移転の3番について説明がありました。この件について、あっせん委員長の窪委員より、補足説明はありませんか。

窪委員： 事務局から説明があったとおりでございますが畑ということで10a当り〇万

円ということで売買が成立しております。

議長： ありがとうございます。それでは所有権移転の3番について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の3番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。所有権移転の3番について、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、所有権移転の4番について、事務局より説明して下さい。

次長： はい、所有権移転の番号4、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外2筆、計3筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、申請理由、相続した農地を耕作できないため、あっせん委員は、富永委員、豊田委員、杉山委員です。売買価格は、〇,〇〇〇,〇〇〇円、圃場は〇〇〇〇です。所有権移転のための売買は、12月14日にあっせん委員会を開催しております。以上です。

議長： ただいま所有権移転の4番について説明がありましたが、この件について、あっせん委員長富永委員より、補足説明はありませんか。

富永委員： 事務局から説明があったとおりです。図面をご覧くださいと平面に見えますが、現状は田落とし、作道が無いなど条件不利地でございまして、10a当り〇〇万円ということで決まりました。

議長： ただいま利用権設定の新規4番について説明がありました。この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。所有権移転の4番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。所有権移転の4番について、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、利用権設定の新規、5番について審議いたしますが、当麻町農業委員会会議規則第8条、議事参与の制限により、〇〇委員は退席願います。【〇〇委員退席】それでは、事務局より説明して下さい。

事務局次長： はい、利用権設定の新規、番号5、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇、外2筆、計3筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は〇年、申請理由は、高齢化による経営縮小です。以上です。

議長： ただいま利用権設定の新規5番について説明がありました。この件につい

て何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。利用権設定の 5 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。利用権設定の 5 番について、原案のとおり決定をいたしました。〇〇委員はお戻り願います。【〇〇委員着席】続きまして、9 ページ、利用権設定の新規 6 番から 10 番について審議いたします。事務局より説明して下さい。

事務局次長： はい、利用権設定の新規、番号 6、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇の内、外 4 筆、計 5 筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は〇年、申請理由は、相手方の要望です。

番号 7、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下 9 番まで借主同じ、地番〇〇〇〇番〇、外 4 筆、計 5 筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は〇年、申請理由は、高齢化による経営縮小によるものです。

番号 8、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 1 筆、計 2 筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は〇年、申請理由は、相手方の要望です。

番号 9、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇の内、外 2 筆、計 3 筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は〇年、申請理由は、相手方の要望です。

番号 10、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、地目、すべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a、経営面積、〇〇〇,〇〇〇.〇〇㎡、うち借入面積、〇〇,〇〇〇㎡、契約期間は〇年、申請理由は、相手方の要望です。以上です。

議長： ただいま利用権設定の新規 6 番から 10 番について説明がありました。この件について何かご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。利用権設定の新規 6 番から 10 番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。利用権設定の新規 6 番から 10 番について、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、利用権設定の継続、11番から10ページの15番について審議いたします。関係する委員がおりますが、継続の案件のため、退席せずに審議いたします。事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、利用権設定の継続、番号11、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、以下13番まで借主同じ、地番〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇,〇〇〇㎡、作付、〇〇〇a、以下、経営面積、うち借入面積、期間につきましては、継続につき説明を省略いたします。

番号12、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、地目、畑、面積、〇〇,〇〇〇㎡、作付、〇〇〇a。

番号13、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、畑、面積、〇〇,〇〇〇㎡、作付、〇〇〇a。

続いて10ページご覧願います。番号14、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇〇の内、外4筆、計5筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a。

番号15、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番、地目、田、面積、〇〇,〇〇〇㎡、水張、〇〇〇.〇a。以上です。

議長： ただいま利用権設定の継続11番から15番について説明がありました。この件について何かご質問等ありませんか。

委員： ありません。

議長： 無いようですので、採決いたします。利用権設定の継続、11番から15番について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。利用権設定の継続11番から15番について、原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、22ページの議案第41号、土地の現況証明書の交付について審議いたします。事務局より1番について、説明して下さい。

事務局次長： 議案第41号、土地の現況証明書交付について、次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。平成29年12月25日提出、当麻町農業委員会会長名。番号1、地番〇〇〇番〇、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のため。現地確認は、11月28日、舟山委員、佐々木委員が行いました。

願出のありました土地は、23ページに記載の箇所でございまして、昭和58年に農地転用許可を受け、住宅が建設され約34年が経過しており、農地として利用されていない事は明らかで、現地の状況から見て農地復元は困難でありますので農地以外と判断いたしました。以上です。

氏家会長： ただいま1番について説明がありましたが、この件について何かご質問等ありませんか。

委員： ありません。



議長： それでは、採決いたします。議案第 41 号、土地の現況証明書交付についての 1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： はい、賛成全員であります。原案のとおり決定しましたので現況証明書の交付をいたします。

続きまして、24 ページの議案第 42 号、あっせんの申出者について、事務局より 1 番から 3 番について説明して下さい。

事務局次長： はい、議案第 41 号、あっせんの申出者について、平成 29 年 12 月 25 日提出、当麻町農業委員会会長名、番号 1、申出者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 2 筆、計 3 筆、登記地目、現況地目ともすべて田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、申出理由は高齢のため、申出箇所は 25 ページのとおりで、〇〇〇〇、〇〇さん宅地先の農地です。

続きまして番号 2、申出者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外 4 筆、計 5 筆、〇〇〇〇番〇、外 3 筆、登記地目、現況地目とも田、〇〇〇〇番、登記地目、用悪水路、現況地目、田、面積合計〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇.〇a、申出理由は高齢のため、申出箇所は 26 ページのとおりで、〇〇〇〇、〇〇〇〇さん宅地先の農地です。

続きまして番号 3、申出者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、登記地目、現況地目とも田、面積〇〇,〇〇〇㎡、水張〇〇〇a、申出理由は相続した農地を耕作できないため、申出箇所は 27 ページのとおりで、〇〇〇〇、〇〇〇〇と〇m〇〇道路交差点沿いの農地です。以上 3 件です。

議長： それでは、あっせん委員を指名いたします。番号 1、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件については、杉山委員、富永委員と私、氏家が。

番号 2、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件につきましては、朴谷委員、溝渕委員、豊田委員。

番号 3、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの案件につきましては、窪委員、木下委員、舟山委員を指名いたします。

只今、あっせん委員に指名されました、委員さんにおかれましては、お忙しい時期ではありますが、よろしく願いいたします。

議長： 本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

委員： ありません。

議長： それでは、本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、関係機関の皆さんから、何かございましたらお願いします。

議長： 農業振興課

農業振興課： 今年度きゅうりの選果施設の更新に対しまして町で 1/2 補助を予定していましたが、農協でのプロポーザル方式での導入が不調に終わったということで、導入を 1 年先延ばしということになってございます。それに伴い事業

費が当初 5 億円で総事業費を見ていましたが、最終的に生産者の負担を軽減するということでレイアウトの変更、機械の再利用を検討した中で事業費を 3 億 4 千万円まで縮小した中で、導入を次年度に延長するというので、先日 12 月の議会におきまして町の補助金につきましても次年度に繰り越しをしたいと上程をし議決されたところです。以上です。

議長： 農業センター

農業センター： 水田の活用直接支払交付金、これにつきましては産地交付金と戦略作物助成金という形の中で、もう一つが米の直接支払交付金、この 3 つにつきまして 12 月 11 日に生産者の皆さまへ国から直接入金されております。もう一つ、畑作の直接支払交付金ということでそば、小麦の数量払いの部分は 12 月 14 日に交付されています。残りの大豆と甜菜の数量払いの部分につきましては年明けの 3 月下旬頃に交付される予定です。それと 12 月 21 日に農業新聞と道新でも出ていましたが、来年度から主食用米の生産の目安という新しい取り組みがされるということですが、当麻町における主食用米の面積配分が 2460.6ha となっており、前年対比 74.4ha ほど増えております。年明け以降、再生協議会でも進めて行きたいと思っておりますので配分方法とか方針については年明け以降にお示しをさせて頂きたいと思っております。以上です。

議長： 土地改良区

土地改良区： 特にございませぬ。

議長： 農協

農協： 特にございませぬ。

議長： 普及センター

普及センター： 特にございませぬ。

議長： 共済組合

共済組合： 12 月 27 日に水稻と麦の共済金が支払われることになっております。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等ございませんか。

舟山委員： 来年度の生産調整についてどのような形になっていくのか、公表できる情報はないのですか。

農業センター： （配分方法等について現時点の考えを説明）

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

事務局係長： （事務連絡）

議長： それでは、次回、平成 30 年 1 月の農業委員会総会の日程であります、1 月 26 日、金曜日、午後 4 時から開催いたします。年明けお忙しい時期ですが、関係機関、委員のみなさんは、日程の調整をよろしくお願いします。

局長： ご起立願います。礼。ご苦労さまでした。

閉会 14 時 20 分